

特許庁 任期付職員（特許審査官補）採用



Japan Patent Office



特許技監からのメッセージ



特許技監
木原 美武

我が国を取り巻く経済社会情勢は、近年、急激に変容しています。中国をはじめとした新興国の台頭によりグローバルな経済活動が急速に拡大し、これに伴い、我が国企業の経営戦略も、先進国のみならず新興国を含めたグローバルな視点でより一層展開されるようになってきています。そのような状況下、資源に乏しい我が国が世界のリーディング国であり続けるためには、弛まぬ研究開発活動を通じて優れた発明を生み出し、それをグローバルに知的財産として保護、活用して、イノベーションを創出していく知的財産立国としての地位を不動のものとして確立することが必須となっています。

そのため、我が国特許庁は、制度ユーザーが今何を求めているのかを常に把握し、それに的確に応えるべく、最大限の努力、貢献を続けていかなくてはなりません。

この10年、世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現するために、特許庁は、個々の審査官の弛まぬ努力はもとより、先行技術調査における民間能力の活用、IT活用環境の整備等、各種施策を積極的に展開し、2013年度末には、政府目標である「審査順番待ち期間11か月」を達成できるまでに至りつつあります。そしてこれからは、スピードに加え品質も含めた世界最高の知財システムの実現に向け、世界に通用する安定した特許権をタイムリーに設定していくことが求められています。

今から十数年前、ある大企業の創業者の方と会談する機会があり、その際、審査官としての仕事に大きな喜びを実感し、誇りに思ったことがあります。それは、その方から「私が学生の頃、趣味が高じて発明をし、それを特許出願したところ、ある日、審査官からこれでは特許に出来ないと書面が届きました。私は居ても立っても居られず、その日の夜行列車に飛び乗って上京し、その審査官に面談を求めました。突然の訪問でしたが、審査官は快く面談に応じてくれ、私の特許出願のどこに問題があるのかを懇切丁寧に説明してくれたことにどまらず、それをどのように直せば良いのかまでをも含めて指導してくれました。その結果、私は、無事、特許権を取得できました。そして卒業後、それが起業の源となり、今の我が社があるのです。」という暖かい感謝のお言葉をいただいたことです。

この審査官の対応は、今から60年以上も前のこと、現在は、年間30万件を遥かに超える大量の特許出願に向かい合わなくてはならず、審査官を取り巻く環境は大きく変わってきています。しかしながら、有効な特許権をタイムリーに獲得したいという制度ユーザーのニーズに応えるという観点において、審査官としてのるべき姿の本質は、今も全く変わるものではありません。加えて、近年、世界各地域の新興国をも含めた我が国企業のグローバル展開が急速に進む中、それをサポートしていくことも非常に重要な特許庁のミッションであり、制度・運用調和も含めて海外特許庁や国際機関との連携や協力が日々欠かせないものとなっています。

このようなグローバル時代のイノベーションを支える我が国特許庁で、これまでの研究開発や技術開発等の経験を活かし、生み出された発明を迅速かつ的確に保護するという重責を担う審査官として、これからの中的財産立国の一翼を担うという熱い心を持つ人材を私たちは求めています。

◆ 特許制度とは

産業の発達



自動車



スマートフォン



DNA



薄型テレビ

- ・発明が実用化されることで新たな産業が生まれる
- ・発明が新たな改良発明を生む相乗効果

研究開発へのインセンティブ

創造意欲の増進
競争意識の増強

第三者の利用

コストの回収

模倣の防止

特許権=新技術に対する
排他的独占権



発明者



第三者

- ・公開された発明をもとに、
改良技術を発明
- ・発明者の許可を得て、
発明を利用し実用化

発明は、目に見えない思想、アイデアなので、家や車のような有体物のように、
目に見える形で誰かがそれを占有し、支配できるというものではありません。
したがって、法律などの社会的制度やルールにより適切に保護されなければ、
発明者は、自分の発明を他人に盗まれないように秘密にしておこうとするでしょう。
しかしそれでは、発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりか、
他の人が同じ物を発明しようとして同じような研究・投資をすることとなってしまいます。
そこで、特許制度は、こういったことが起こらないように、発明者には一定期間、
一定の条件のもとに特許権という排他的独占権を与えて、発明の保護を図る一方、
その発明を公開して利用を図ることとしています。また特許権の権利期間が過ぎた後は
誰でもその発明を自由に実施できるようにすることとして、新しい技術を人類共通の
財産としながら、技術の進歩を促し、産業の発達に寄与しようというものです。

◆ 特許審査の流れ

特許審査官は、全世界から受け付けた全技術分野の特許出願を、技術的観点、法律的観点から精査し、排他的独占権である特許権を付与するか否かを判断します。

1 発明内容の理解

発明内容の正確な理解が、特許審査の第一歩。出願書類をしっかり読み、発明のポイントや背景を把握、理解します。技術的な専門知識はもちろん、新しいアイデア等技術の新しい切り口を見抜く目も求められます。



2 先行技術調査

国内外の検索システムを用いて、約5400万件を超える特許文献や学術論文等のデータベースから過去に類似の技術がないか調査します。外国文献も対象ですから、英語等の語学力が求められます。実務を重ねながら検索スキルの向上に努めています。



3 特許性の判断

先行技術調査の結果を踏まえ、特許にできるかどうかを判断します。特許にできない場合には、その理由を出願人に通知します。出願人が納得する論理的な文章構成力が求められます。出願人は、通知に対して意見を述べる機会があります。



判断のポイント

- 新規性………過去に同じ技術があったかどうか
- 進歩性………過去の技術から容易に発明をすることができたかどうか



特許

拒絶

もし、審査結果に不服があるときは

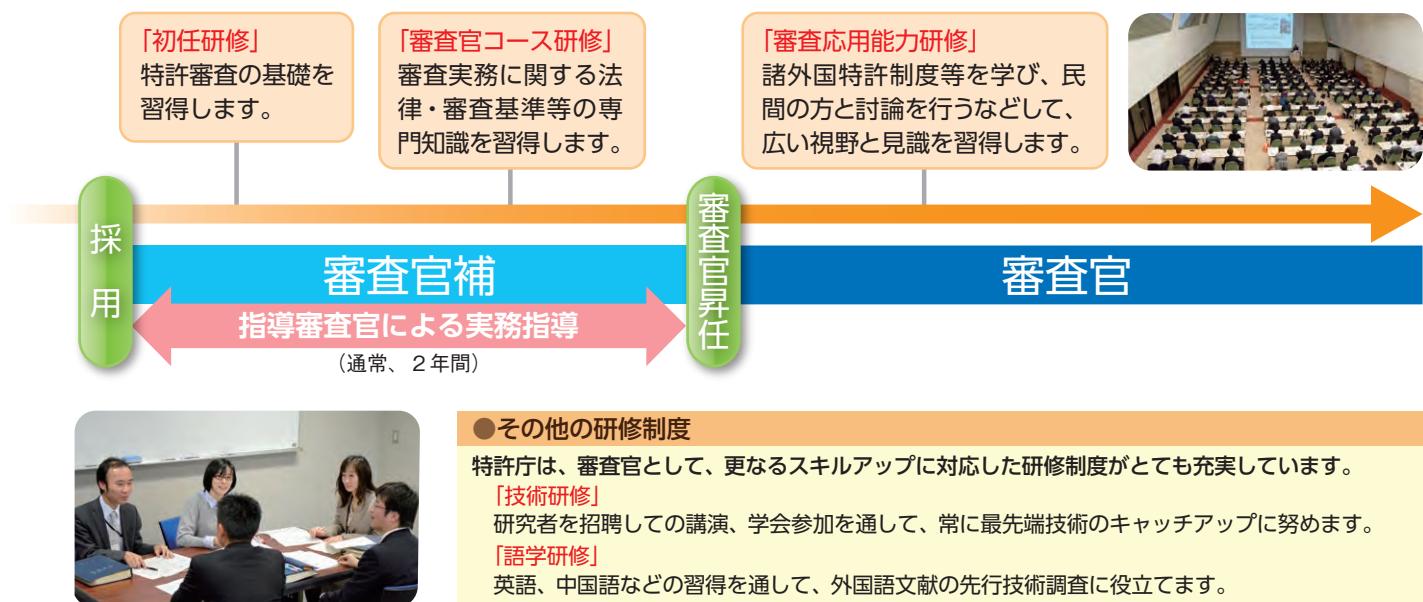
審判で審理されます。

さらに、審判の審理結果に不服があるときは、知的財産高等裁判所で争われます。

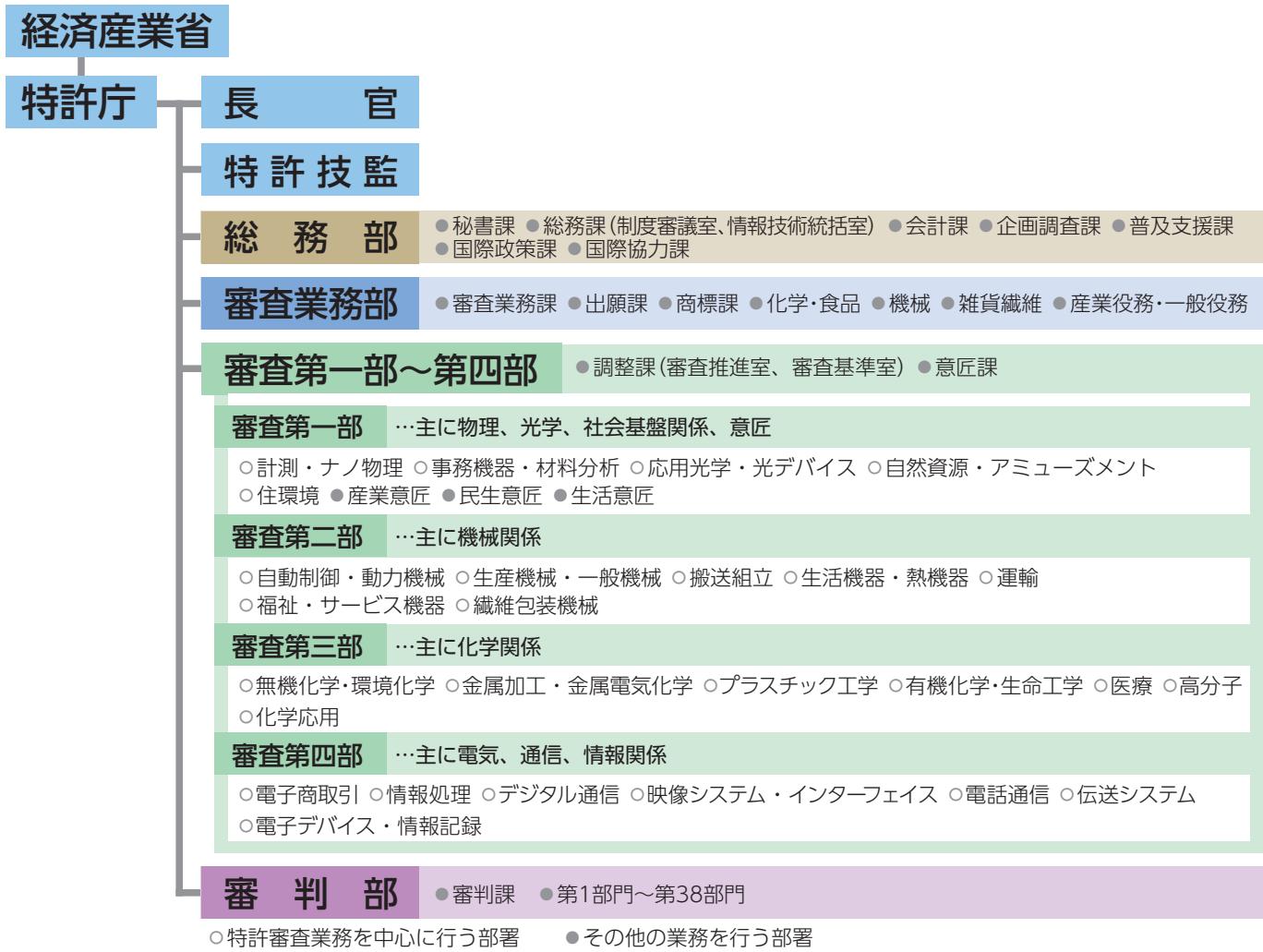
◆ 充実した研修プログラム

特許審査官は、排他的独占権である特許権の付与という重要な職務を行います。

このような重要な職務を担う審査官には、技術的、法律的に高度な知識が求められるため、審査官昇任の前には、所定の研修を修了する必要があるなど、様々なタイミングで研修を受講し、スキルアップを行っています。



◆ 組織図



職員からのメッセージ

～任期付審査官体験記～

晴れて任期付審査官となつた職員5人から

ズバリ本音を聞きました!!

【質問事項】

- ① 応募動機
- ② 審査官となつた印象
- ③ 将来の目標
- ④ 任期付審査官を目指す方へのアドバイス
- ⑤ 任期付審査官のメリット



林 祥恵

審査第一部
光デバイス 審査官

(経歴)

平成19年4月 採用
平成21年4月 審査官昇任
平成24年3月 任期満了
平成24年4月 再採用

- ①大学院で基礎研究を行っていましたが、研究内容が実際にどのように製品に結びつくのかを知りたいと思うようになりました。企業での製品開発に携わることも考えましたが、これまでの知識と経験を技術開発に限らず、幅広い分野で活かせる場がないかと思案していたところ、任期付審査官の募集を知り、応募しました。
- ②一件の出願に対して、多くの場合は一人の審査官が行政処分まで行いますが、実際に処分を行った際には大変責任の重い仕事だと実感しました。一方で、進歩性の判断等で迷った際には、すぐに審査官協議を行って解決する雰囲気がありますので、スムーズに仕事を進めることができます。日々迷いつつも、やりがいを感じています。
- ③基礎研究で得た知識と、出願人としての経験、そして審査官として多くの技術を審査した経験を生かし、出願人の発明の意図を十分に把握した出願書類の作成と適切な権利取得のサポートを行いたいと思います。また、研究開発段階の初期から関わることで、効果的な知財戦略の支援ができるべきと考えています。
- ④入庁後の研修は大変充実していますし、指導審査官による丁寧な指導体制が整っていますので、特許法を全く知らないことを不安に思う必要はありません。技術者・研究者としての経験は、先行調査や、審査過程における出願人とのスムーズな意思疎通を図る際に必ず役に立ちます。是非、この機会に挑戦してみてください。
- ⑤出願書類や図面から、具体的な構造や発明のポイントを把握する作業では、前職の経験がもっとも生きると思います。また、幅広い分野を審査するなかで、他の審査官との協議を通じて得られる多くの知見や、出願人の多様な知財戦略を知ることができるという経験は、任期満了後の新しい仕事においても必ず役に立つと思います。



廣瀬 貴理

審査第一部
アミューズメント 審査官

(経歴)

平成20年4月 採用
平成22年4月 審査官昇任
平成25年3月 任期満了
平成25年4月 再採用

- ①大阪の特許事務所で働いていましたが、実家のある関東へのリターンを考えていたところ、任期付審査官（補）の募集があることを知りました。今までの出願人側とは異なる視点で特許を見る実務経験が得られ、また将来的に弁理士になることを考えた時に他の弁理士との差別化を図ることができる得難いキャリアの形成になると思い、応募しました。
- ②審査官になったときは喜びよりむしろ自分の判断による行政処分への重圧を感じました。責任が重い分、それだけやりがいのある仕事の表れだと思いますので、それをモチベーションに変えて奮い立たせています。他の審査官との案件協議では様々な知見を得ることができます、コミュニケーションを図り易い職場の雰囲気も後押ししてくれています。
- ③出願人側での出願実務、審査官側での審査実務の両方で得た経験をもとに、出願人の発明の意図、審査官からの拒絶理由通知等の意図を正確に汲み取り、審査官には判り易い発明説明に努め、出願人には適切な助言をして双方の円滑な意思疎通に寄与し、発明の権利化をサポートすることができる「出願人に信頼される弁理士」になりたい、と思っています。
- ④2年で審査官になるプログラムや業務量も多い審査実務をこなすのは簡単なことではありません。しかし、志を持った仲間や経験豊富な指導審査官など素晴らしい人達と出会うチャンスがありますし、審査業務のみならず知的財産に関する多岐にわたる研修を受ける機会もありますので、特許実務家を目指すには最適な環境と思います。是非熱意をもって頑張って下さい。
- ⑤審査官の立場で特許を考えることができる経験は貴重なものだと思いますし、審査実務に一定期間従事することで弁理士資格の取得にも有利になります。任期後に特許に関する仕事をする際には審査実務で得られる技術理解能力やサーチ技術、論理構築等のスキルに加えて「審査官としての感覚」が大いに役立つと思っています。



島倉 理

審査第二部
自動制御 審査官

(経歴)

平成19年4月 採用
平成21年4月 審査官昇任
平成24年3月 任期満了
平成24年4月 再採用

- ①私は自動車会社で設計者として働いていた際に、自ら製品の開発や特許出願に携わり、他の会社の製品等についても調査、研究を行っていました。そして、更に最新の技術や発明について興味を持つようになっていたところ、任期付審査官の募集を知り、自らの知的好奇心とキャリアの幅を広げる良い機会と考え応募しました。
- ②審査官補の頃は、指導官との協議を経て結論を出し、審査官になってからも、分からぬことがあれば他の審査官と協議することにより審査を行っています。しかし、基本的には先行技術文献調査、進歩性判断を1人で行っているため、自らの判断が出願人へ与える影響を考えると責任重大であると日々痛感しています。
- ③設計者としてモノづくりの現場に携わっていた経験、及び審査官として審査に携わった経験を生かし、出願人と審査官との間の架け橋となり、出願人と共に発明を発掘しつつ強力で安定的な発明の出願、権利化をサポートして行きたいと考えています。
- ④私は、入庁するまで知的財産権関連の法律や知識についての知識は全くありませんでした。しかし、採用後の研修によって、審査に必要な法律や知識を習得することができます。短期間で審査官に必要な法律や知識を習得する必要があることから、新しい知識に対して積極的にチャレンジしていく姿勢が重要だと思います。
- ⑤私のように知的財産権関連の知識が全くなかった者でも、任期付審査官となることにより、研修や審査を通じてその知識を習得していくことが可能です。特に、審査を通じて培うことができる先行文献調査や進歩性判断については、他では学ぶ機会が少なく、この経験は、今後のキャリアアップにとって非常に有益なものであると考えています。



小倉 梢

審査第三部
生命工学 審査官

(経歴)

平成20年4月 採用
平成22年4月 審査官昇任
平成25年3月 任期満了
平成25年4月 再採用

- ①大学院博士課程で分子生物学の研究を行っていました。技術と法律の専門知識を生かして、産業の発展を支えられる点に魅力を感じ、知的財産分野での就職を考えていたところ、任期付審査官の募集を知り、行政の立場から知財に関われるまたとない機会だと思い、応募しました。
- ②特許権を付与するか否かの判断を自らが行うことの責任の重さを日々感じています。一方で、審査基準に基づいて適正に判断することが大前提ですが、審査実務は自らが論理を構築して判断を行う点において主体的であり、適切に特許権を付与できた際には大きな達成感が得られます。また、審査実務は個人で取り組む仕事のように思われがちですが、判断の難しい案件などについては他の審査官との協議が頻繁に行われておりますし、出願人・発明者との面接や調査機関とのやりとりなどでは、相手方の説明を理解しながら疑問があればその都度問うていくといったコミュニケーション能力も必要になります。
- ③審査官としての経験を生かして、出願人の意図と審査官の意図を的確に把握し、過不足のない適切な特許権の設定が行われるように橋渡しの役目を担っていきたいです。そして、技術の発掘や特許権の活用など、幅広く活躍できる人材となればと思います。
- ④特許法等の法律の知識がなくても、入庁後の研修制度が充実しているので、心配はいりません。審査実務に関しては先輩の審査官が丁寧に指導してくださいますし、審査官に昇任した後もサポート体制が整っています。また、自らが計画を立て仕事を進められるので、家庭や育児との両立がしやすく、女性として働きやすい職場環境です。研修や審査実務を通じて、5年間で確実に能力を向上できますので、ぜひ挑戦していただきたいです。
- ⑤任期満了後の将来を見据えながら、目的意識を持って仕事に取り組むことができます。私は将来は弁理士となることを目指していますが、審査実務を通じて審査官の判断手法を身につけることは、弁理士としてより的確な出願手続きを行えることにつながると考えています。審査官としての経験は知的財産分野で活躍する際に大いに役立つものと思います。



金沢 史明

審査第四部
情報処理 審査官

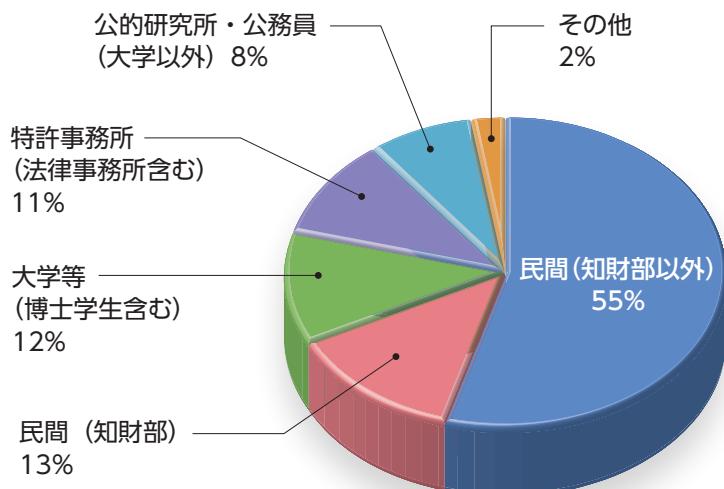
(経歴)

平成20年4月 採用
平成22年4月 審査官昇任
平成25年3月 任期満了
平成25年4月 再採用

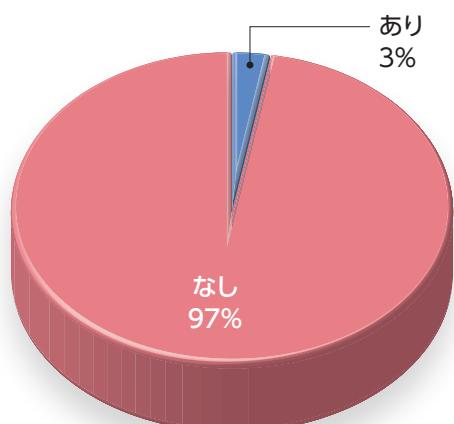
- ①入庁前は、大学院生として暗号の研究をしており、博士号取得後は、アカデミックな世界の外に出て、キャリアの幅を広げるために、社会貢献につながる職業を志望していました。特許制度に関してはあまり詳しくありませんでしたが、自分の志向に合う職業だと思い、応募しました。
- ②自分の判断が、コストをかけて特許権取得を試みる出願人や特許権の影響を受ける第三者に対して大きな影響を及ぼすので、責任とやりがいを感じます。また、日本国特許庁の審査結果は他国の特許庁での審査に影響することもあるため、国際的な面でも同様です。審査官はスポーツでいう審判に似た役割を担っていると思います。適切かつ公平な判断を心掛けています。
- ③特許事務所での弁理士業務のみならず、企業や研究機関での知財関連業務や、大学等の教育機関での人材育成にも興味があります。やがては、情報セキュリティ技術の分野と知的財産の分野との両方に貢献できる人材になりたいと思っています。
- ④入庁して暫くは、新たに勉強すべき内容やOJTで身につけるべきスキルが多いですが、研修のカリキュラムは体系化されているので、努力すれば大丈夫です。また、審査部には互助の精神が深く根付いています。審査官昇任後も、周りのアドバイスに助けられることが少なくありません。多くの審査官の考え方を吸収することをお勧めします。
- ⑤特許出願は“十件十色”なので、多様な特許出願に携われる審査官という職業は、知的財産の世界に入門するのに最適です。法律や判例を読み込む機会が多いので、法律に疎い方でも自然と法律等に対する理解力が高まります。また、任期付審査官は年齢を問わず採用されるので、若手の私は、多彩な経験をお持ちの方から日々刺激を受けています。

各種データ (平成16~20年任期付職員(特許審査官補)採用者・採用時点)

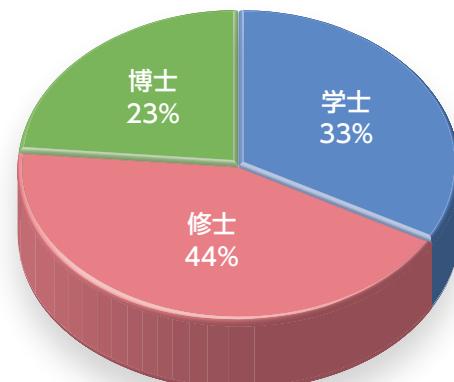
前職 (入庁前最後の勤務先)



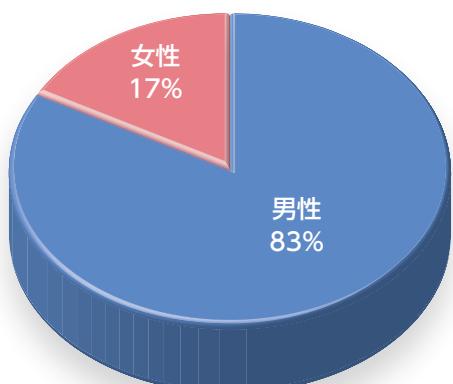
弁理士資格有無



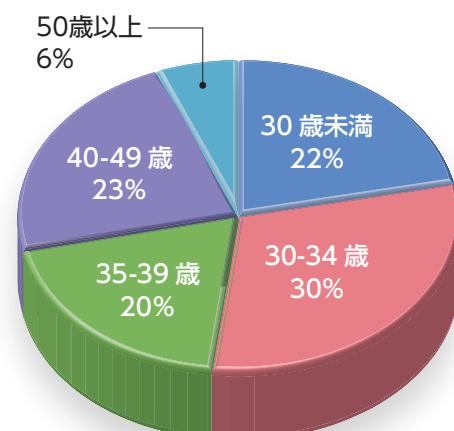
最終学歴



男女比



採用時年齢



任期付審査官Q&A

Q1. 任期付審査官の業務はどのようなものですか？

A1. 特許の審査を行います。それは、全世界から受け付けた全技術分野の特許出願を、技術的観点、法律的観点から精査し、排他的独占権である特許権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。

具体的には、特許出願の発明内容を正確に理解し、適切な先行技術調査の結果を踏まえ、特許性の判断を行います。特許性の判断に際しては、出願人から提出された意見書・補正書の内容を十分に吟味します。

Q2. 通常の審査官との違いは何でしょうか？

A2. 任期が限られている以外は、排他的独占権である特許権を独立して付与するという業務上、国家公務員採用総合職試験を経た通常の審査官と違いはありません。

Q3. 採用後の配属では、専門性が考慮されますか？

A3. 経歴や筆記試験で選択した専門技術等を十分に勘案します。

Q4. 任期付審査官の任期はいつまでですか？

A4. 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（任期付職員法）」に基づき、5年を超えない任期で採用されます。

Q5. 採用後の待遇はどのようなものですか？

A5. 通常の審査官と同じく、専門行政職俸給表に基づく給与と各種手当が支払われます。詳しくは、募集要綱の別紙を御覧ください。



Q 6. 弁理士資格の取得について教えてください。

A 6. 審査官昇任後、審査官として審査の事務に7年間従事した場合には、弁理士となる資格が取得できます（弁理士法第7条）。なお、現行弁理士法では、特許庁において審査の事務に従事した期間（審査官補の期間も含む）が通算して5年以上になる者については、弁理士試験において、工業所有権に関する法令及び条約について行う試験が免除されます（弁理士法第11条）。

Q 7. 募集要綱はどこで入手できますか？

A 7. 特許庁採用HPからダウンロードできます。また、受験申込書、職務経歴書もダウンロードできます。

Q 8. 休日開催の説明会に参加できないのですが、ほかに業務内容について説明を受ける機会はありますか？

A 8. 平日に個別の業務説明を行っています（予約制）。18時以降の業務説明にも対応します。詳しくは、特許庁採用HPを御覧ください。

Q 9. 応募資格はどのようなものですか？

A 9. 原則として、理工学等の技術系の学士を有し、かつ修士・博士課程の履修期間、その他次に掲げる経験を通算して4年以上有する方であれば、任期付職員（特許審査官補）の募集に応募可能です。

- ・弁理士として業務に従事
- ・博士として研究開発業務に従事
- ・企業・大学・研究機関等で研究開発業務、知的財産業務に従事

※詳しくは、募集要綱を御覧ください。



特許庁での個別業務説明の予約受付・採用に関する個別相談もお受けしています

詳しくは、以下にお問い合わせください。

《審査第一部調整課任期付職員採用担当》

Tel 03-3581-1101 (内) 3119

Tel 03-3501-0738 (直通)

E-MAIL PA2160@jpo.go.jp

表紙の写真は、特許庁庁舎（平成元年完成）



- 丸ノ内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅（出口A-13番）より徒歩5分
- 丸ノ内線・千代田線／国会議事堂前駅（出口3番）より徒歩5分
- 銀座線／虎ノ門駅（出口5番）より徒歩3分
- 南北線・銀座線／溜池山王駅（出口8番）より徒歩3分

経済産業省 特許庁

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

総務部秘書課任用班

Tel 03 - 3581 - 1101 (内) 2016

審査第一部調整課

Tel 03 - 3581 - 1101 (内) 3119

(採用HP) <http://www.jpo.go.jp/index/saiyou.html>